

第5章 災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 復旧・復興対応

1 方針

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

2 復旧・復興対策の実施

(1) 避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

(3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成

市は、緊急時応急対応を実施する段階より、継続的に災害地域住民に係る記録を作成するものとする。

ア 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨を証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

イ 被害状況調査の実施

市は、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

ウ 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

第3節 心身の健康相談体制の整備

1 方針

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。市は、県、国、日本赤十字社及び県医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活資金等の支援の仕組み構築

市は国、県及び関係団体等と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 相談体制の整備

市は国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 災害復興基金等による支援制度の整備

市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第5節 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県、防災関係機関をはじめ、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、市内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、国、県、金融機関等と連携し、中小企業等の被災状況を確認し、支援方針を定めた上で、必要に応じて、災害復旧の用途に合った制度融資の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

3 物価の監視

市は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、県が行う生活関連物資の物価の監視について、国とともに協力する。県は速やかにその結果を公表する。

第6節 自発的支援の受入れ等

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民、企業等に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。

市は、国民、企業等に対し、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法が図られるよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

**十日町市地域防災計画
(原子力災害対策編)
令和4年3月修正**

発行：十日町市防災会議
事務局：十日町市総務部防災安全課
〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
電話 025-757-3197